

事 務 連 絡
令和5年11月13日

京都府内障害児通所支援事業所設置法人 代表者 様
(京都市内除く。訪問系事業所を除く。)

京都府健康福祉部障害者支援課長

子どもの安心・安全対策支援に係る安全装置の設置等に係る
所要額追加協議について

平素は、本府の障害児支援について、御理解・御尽力を賜りありがとうございます。

さて、令和5年8月31日付け5障第1074号で京都府障害児安心安全対策事業費補助金交付申請について通知したとおり、送迎用車両への安全装置の設置等を希望される法人におかれては、補助金交付申請書を提出いただいたところですが、この度、こども家庭庁から当該事業について追加協議の通知がありましたので、先に申請書を提出されなかった事業所において、送迎用車両への安全装置の設置等を希望される場合は、下記のとおり所要額調書等を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 子ども安心安全対策事業費補助金所要額調書
- (2) 子ども安心安全対策事業費事業計画書Ⅰ、Ⅱ

2 提出期限

令和5年12月5日(火)午後5時必着 ※期限までに提出がなかった場合は、原則として、補助金の対象としませんので、御了承ください。

3 提出先及び提出方法

メールにて障害者支援課に提出してください。

障害者支援課 E-mail : shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

4 その他

調書等の作成に当たっては、各書類の「記載上の注意事項」等に注意してください。

担当	福祉サービス・障害児支援係 石川副主査、西谷副主査
電話	075-414-4671
FAX	075-414-4597